

東京港 I C T 活用促進事業補助金交付要綱

(制定) 令和 3 年 4 月 9 日付 3 港経振第 2 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京港における物流の効率化等を推進するため、東京港において情報通信技術（I C T。以下「I C T」という。）を活用した先駆的な取組を実施し、港湾のデジタルトランスフォーメーション（D X）を進める民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助対象事業は、次の効果を目的として複数の補助対象者が連携して実施する I C T を活用した実証実験等の事業のうち、東京都知事（以下「知事」という。）が適当と認めたもの（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 東京港における交通混雑の緩和
- (2) 東京港のふ頭施設等の効率的な運営
- (3) 東京港における環境の改善
- (4) 東京港の港内やふ頭施設における安全な運営の確保

2 前項の事業は、補助金を交付した効果が相当程度の期間持続すると見込めなければならない。

3 他の公的制度の対象となっている事業、他の制度により補助されている事業は、補助対象事業から除くこととする。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、十分な資力、信用力、技術能力等を有するとともに、国内に事務所又は事業所を有し、1 年以上業務を継続している法人で、東京港を利用する次の事業者とする。

- (1) 船舶運航事業者
- (2) 港湾運送事業者
- (3) 貨物自動車運送事業者
- (4) 倉庫業者
- (5) (1) から (4) までの事業者に、自らの貨物の輸送又は保管を依頼する者
- (6) その他港湾関係事業者

2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

3 連携する複数の事業者全てにおいて、第1項及び第2項の条件を満たすものとする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、交付決定の日から令和4年3月31日までとする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の対象となる経費は、第2条に認められた補助対象事業について、第4条に定める補助対象期間に支払った以下に掲げる経費で、補助対象者が申請した経費のうち、知事が適当と認めた事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) ソフトウェア等の開発費用（委託料等）
- (2) ICT機器等の導入費用（備品購入費、使用料及び賃借料等）
- (3) 通信環境等の整備費用（工事請負費等）
- (4) (1) から (3) の事業実績がある場合において、その導入のために必要なコンサルタント費用（委託料等）
- (5) その他補助対象事業の目的と照らし知事が必要と認める費用（本事業で利用するインターネット回線の使用料などの役務費等）

2 次に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) 本事業に係る自社の人件費
- (2) 本事業以外に係る費用と明確に区別ができない経費（インターネット回線の使用料などの内訳が明確でない役務費等）
- (3) 印刷製本費、振込手数料などの事務費
- (4) 消費税及び地方消費税

(補助金交付額の算定)

第6条 この補助金は東京都の予算の範囲内で交付するものとし、1件当たりの補助金額は補助対象経費の2分の1、かつ500万円を上限とする。

2 算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(選定委員会の設置)

第7条 補助対象事業の適否を厳正かつ公正に審査するため、選定委員会を設置する。

2 審査に関する事項については、選定委員会が審査規程を定める。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）に、知事が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出するものとする。

2 補助金の申請及び交付等にかかる手続きについては、第3条に規定する複数の補助対象者のうち代表となる事業者（「代表事業者」という。）が行うものとする。連携して事業を行う者は、補助金の申請及び交付等にかかる手続きを代表事業者に委任するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、東京都の予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 補助金の額は、第6条に基づき算定した額で交付決定を行うこととする。

3 知事は、補助金の交付決定をしたときは、その旨を補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により、補助金の交付の決定を受けたもの(以下「交付決定事業者」という。)に通知する。

4 交付決定に当たっては必要な条件を付する。

(補助金の交付申請の撤回)

第10条 交付決定事業者が前条第3項の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(補助対象事業の内容等の変更又は中止等)

第11条 交付決定事業者は、第9条第3項の規定による補助金の交付決定後の事情の変更に より次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更・中止承認申請書(別記第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、東京都の予算の範囲内でこれを承認する。なお、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請内容に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

3 知事は、前項の承認をしたときは変更・中止承認通知書(別記第5号様式)により、第1項の申請をした交付決定事業者へ通知する。

(事故報告)

第12条 交付決定事業者は、補助対象事業が予定内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(補助事業の遂行命令)

第13条 知事は、交付決定事業者が提出する報告書、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助対象事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定事業者に対し、これらに従って当該補助対象事業を適正に遂行すべきことを命じることができる。

2 前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第14条 交付決定事業者は、補助金に係る事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の中止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（別記第6号様式）を作成し、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（別記第7号様式）により速やかに交付決定事業者に通知する。

(是正のための措置)

第16条 知事は、第15条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命じるものとする。

2 第14条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(補助金の支払い及び請求)

第17条 知事は、第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 交付決定事業者は、補助金の支払を受けるため、第15条による補助金の確定額通知を受けた後、速やかに請求書（別記第8号様式）を知事に提出するものとする。

(決定の取り消し)

第18条 知事は、交付決定事業者が次のいずれかに該当した場合は、当該事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第19条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときも、期限を定めて返還を命じるものとする。

2 第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金)

第20条 交付決定事業者は、第18条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、その返還が命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前項の規定により違約加算金の納付が命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金）

第21条 交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第22条 交付決定事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

（財産処分制限及び処分等に伴う収入の納付）

第23条 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 交付決定事業者が前項の規定により知事の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることができる。

（財産管理）

第24条 交付決定事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

(帳簿の整理)

第25条 交付決定事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後の5年間保存しておかなければならない。

(事業成果の調査及び公表)

第26条 知事は、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができるほか、東京港において更なるICTを活用した取組を促進するため交付決定事業者名、取組内容等を公表するものとする。

(要綱の変更)

第27条 不測の事態が生じた際は、本要綱を変更することが出来る。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和3年4月14日から適用する。